

生活サポート総合補償制度

普通傷害保険(知的障害者等福祉団体傷害保険特約、地震・噴火・津波危険補償特約セット)

保護者の皆様へ

一般社団法人 全国知的障害児者生活サポート協会

当協会は、助け合うという互助の精神を柱に、知的障害児者・自閉症児者の皆さまをかけがえのない存在として捉え、より豊かな生活が送れるよう支援しています。ぜひこの機会にご入会をご検討頂ければ幸いです。



当協会にご入会いただくと、疾病やケガの入院や賠償事故などを補償する「生活サポート総合補償制度」をご利用頂けます。この補償制度は、知的障害児者・自閉症児者の方が抱える様々なリスクを補償するために開発された制度です。

特長

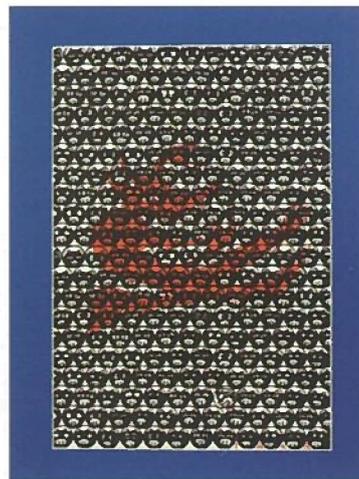
- 1 入院給付金は既往症の病気、てんかんも補償
- 2 個人賠償は最高3億円まで補償
- 3 年齢にかかわらず、知的障害児者、自閉症児者の方であればご加入いただけます。

アール・ブリュット 2017年入賞作品

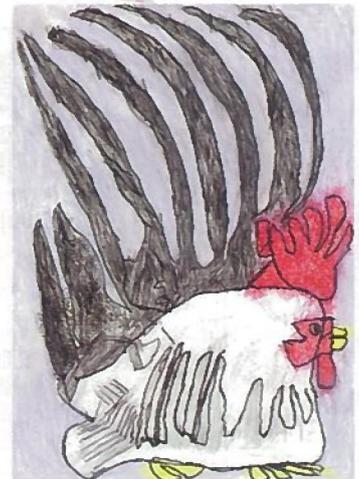
全国から応募いただき、一般社団法人 全国知的障害児者生活サポート協会にて3点を入賞作品として選考しました。



「牛」(作者:大森郁夫)



「オオカミはどこ」(作者:岡部貴洋)



「ニワトリ」(作者:酒井顕治)

アール・ブリュットとは「生(き)の芸術」というフランス語。正規の美術教育を受けていない人による、何ものにもとられない表現

一般社団法人 全国知的障害児者生活サポート協会

一般社団法人大阪知的障害児者生活サポート協会

ご加入の皆様へ

本書5ページの補償概要および別紙の重要事項説明書(「契約概要」・「注意喚起情報」)には、ご契約にあたっての重要な事項が記載されていますので、必ず事前にご一読ください。特に、「保険金をお支払いできない主な場合」など、皆様にとって不利益な情報が記載された部分については、その内容について必ずご確認ください。

「生活サポート総合補償制度」の主な特長

- * ご加入に際して**健康診断**や、**医師の診察**は**必要ありません**。
- * **ケガ**や**病気**による**入院**が補償の対象となります。
- * 入院給付金は、**既往症**や**てんかん発作**による入院をはじめ、治療のための**検査入院**でも補償の対象となります。

ご希望に応じて
2つのプラン
からお選びいただけ
ます。

入院給付金(①②③)の補償開始について	入院期間				
	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目
入院2日目から補償プランB	補償しません	2日目から補償開始!!			
入院4日目から補償プランA			補償しません	4日目から補償開始!!	

補償内容	例えばこんな時にお役に立ちます	補償項目	1泊2日以上入院 入院2日目から補償プランB		3泊4日以上入院 入院4日目から補償プランA		
			お支払保険金合計	お支払保険金合計	お支払保険金合計	お支払保険金合計	
入院給付金 (既往症、てんかん発作などによる入院も対象となります。) 被保険者が病気やケガの治療(治療のための検査を含みます。)により、補償期間中に開始した入院が補償の対象となります。 <ご注意> ・付添介護保険金は被保険者に必要となる付添または介助が対象となります。お見舞い等は対象となりません。 ・差額ベッド費用は、本人のみ対象となります。付添ご家族のベッド代は対象外となります。 ・入院一時金は、①付添介護保険金、②差額ベッド費用、③入院諸費用のいずれかの支払日数が30日に達した日の翌日以降の入院についてはお支払いできません。 ・入院一時金の単独のご請求はできません。	◆健康診断でガンが見つかり、抗がん剤治療を行った。6日間の入院を伴う治療を4回行った。  入院2日目 から補償プランBの場合 ①付添介護保険金 8,000円×5日=40,000円 ②差額ベッド費用 3,000円×5日=15,000円 ③入院諸費用 1,000円×5日=5,000円 ④入院一時金(1入院) 6,000円 66,000円 お支払保険金合計 264,000円 (4回分)	◆誤嚥性肺炎のため、15日間入院した。個室に入り、母親が付添介護にあたった。  入院2日目 から補償プランBの場合 ①付添介護保険金 8,000円×14日=112,000円 ②差額ベッド費用 3,000円×14日=42,000円 ③入院諸費用 1,000円×14日=14,000円 ④入院一時金 6,000円 174,000円 お支払保険金合計 174,000円	①付添介護保険金 付添介護を受けた日 1日につき 8,000円 ②差額ベッド費用 差額ベッド代が生じた日 1日につき 3,000円 ③入院諸費用 入院1日につき 1,000円 ④入院一時金 1入院につき 6,000円	それぞれ補償期間中30日限度	⑤個人賠償責任補償 1事故あたり支払限度額 3億円	⑥死亡保険金 100,000円 ⑦後遺障害保険金 後遺障害の程度に応じて 4,000~100,000円 ⑧入院保険金 入院1日につき(180日限度) 5,000円 ⑨通院保険金 通院1日につき(90日限度) 3,000円 ⑩手術保険金 1事故につき1回 50,000円、25,000円 (入院中) (入院中以外) ⑪葬祭費用保険金 支払限度額 100,000円 ⑫地震・噴火・津波補償 補償されます	⑥死亡保険金 100,000円 ⑦後遺障害保険金 後遺障害の程度に応じて 4,000~100,000円 ⑧入院保険金 入院1日につき(180日限度) 3,000円 ⑨通院保険金 通院1日につき(90日限度) 2,000円 ⑩手術保険金 1事故につき1回 30,000円、15,000円 (入院中) (入院中以外) ⑪葬祭費用保険金 支払限度額 100,000円 ⑫地震・噴火・津波補償 補償されます
個人賠償責任保険金 ※1 日常生活中に偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の物※2に損害を与えて法律上の損害賠償責任を負った場合が補償の対象となります。 <ご注意> ・保険金は、被保険者が負担する損害賠償の責任の割合に応じてお支払いします。損害賠償の責任の割合は、特定の行為を繰り返している場合等、頻度やその事故の内容により変わります。 ・てんかん性発作などにより、心神喪失状態で発生した事故は補償の対象外となります。	◆自転車で35歳男性と衝突し、男性は脳挫傷を負い終身常時介護が必要となった。 1億3,000万円の賠償。  入院2日目 から補償プランBの場合 お支払保険金合計 1億3,000万円 (治療費等)	◆友だちの家のトイレにタオルを落として詰まらせた。  入院2日目 から補償プランBの場合 お支払保険金合計 100,000円 (修理費)	⑤個人賠償責任補償 1事故あたり支払限度額 3億円	⑤個人賠償責任補償 1事故あたり支払限度額 1億円	⑥死亡保険金 100,000円 ⑦後遺障害保険金 後遺障害の程度に応じて 4,000~100,000円 ⑧入院保険金 入院1日につき(180日限度) 5,000円 ⑨通院保険金 通院1日につき(90日限度) 3,000円 ⑩手術保険金 1事故につき1回 50,000円、25,000円 (入院中) (入院中以外) ⑪葬祭費用保険金 支払限度額 100,000円 ⑫地震・噴火・津波補償 補償されます	⑥死亡保険金 100,000円 ⑦後遺障害保険金 後遺障害の程度に応じて 4,000~100,000円 ⑧入院保険金 入院1日につき(180日限度) 3,000円 ⑨通院保険金 通院1日につき(90日限度) 2,000円 ⑩手術保険金 1事故につき1回 30,000円、15,000円 (入院中) (入院中以外) ⑪葬祭費用保険金 支払限度額 100,000円 ⑫地震・噴火・津波補償 補償されます	
死亡・後遺障害・入院・通院・手術／各保険金 被保険者が補償期間中にケガを被った場合が補償の対象となります。 <ご注意> ・急激性のない自傷行為は補償の対象となりません。 ・てんかん性の発作に直接起因するケガは補償の対象となりません。 ・⑧入院保険金は「入院給付金」①②③④と重複してお支払いします。 ・死亡保険金の受取人は法定相続人となります。	◆トイレで転倒し、左大腿骨頸部を骨折した。45日間入院し手術、退院後リハビリで20日通院した。  入院2日目 から補償プランBの場合 ⑧入院保険金 5,000円×45日=225,000円 ⑨通院保険金 3,000円×20日=60,000円 ⑩手術保険金(入院中の手術)=50,000円 お支払保険金合計 335,000円	◆ボタン電池を誤飲して、内視鏡による除去手術を受けた。  入院2日目 から補償プランBの場合 ⑨通院保険金 3,000円×1日=3,000円 ⑩手術保険金(入院中以外の手術)=25,000円 お支払保険金合計 28,000円	⑥死亡保険金 100,000円 ⑦後遺障害保険金 後遺障害の程度に応じて 4,000~100,000円 ⑧入院保険金 入院1日につき(180日限度) 5,000円 ⑨通院保険金 通院1日につき(90日限度) 3,000円 ⑩手術保険金 1事故につき1回 50,000円、25,000円 (入院中) (入院中以外) ⑪葬祭費用保険金 支払限度額 100,000円 ⑫地震・噴火・津波補償 補償されます	⑥死亡保険金 100,000円 ⑦後遺障害保険金 後遺障害の程度に応じて 4,000~100,000円 ⑧入院保険金 入院1日につき(180日限度) 3,000円 ⑨通院保険金 通院1日につき(90日限度) 2,000円 ⑩手術保険金 1事故につき1回 30,000円、15,000円 (入院中) (入院中以外) ⑪葬祭費用保険金 支払限度額 100,000円 ⑫地震・噴火・津波補償 補償されます			
病気で死亡したときの補償 被保険者が補償期間中に病気により死亡し、補償期間中または補償期間の終了日から60日以内に葬儀が行われた場合に、親族の方が実際に負担した葬祭費用が補償の対象となります。	被保険者が、地震、噴火またはこれらによる津波によりケガを被った場合、⑥死亡保険金、⑦後遺障害保険金、⑧入院保険金、⑨通院保険金、⑩手術保険金が補償の対象となります。	⑥死亡保険金 100,000円 ⑦後遺障害保険金 後遺障害の程度に応じて 4,000~100,000円 ⑧入院保険金 入院1日につき(180日限度) 5,000円 ⑨通院保険金 通院1日につき(90日限度) 3,000円 ⑩手術保険金 1事故につき1回 50,000円、25,000円 (入院中) (入院中以外) ⑪葬祭費用保険金 支払限度額 100,000円 ⑫地震・噴火・津波補償 補償されます	⑥死亡保険金 100,000円 ⑦後遺障害保険金 後遺障害の程度に応じて 4,000~100,000円 ⑧入院保険金 入院1日につき(180日限度) 3,000円 ⑨通院保険金 通院1日につき(90日限度) 2,000円 ⑩手術保険金 1事故につき1回 30,000円、15,000円 (入院中) (入院中以外) ⑪葬祭費用保険金 支払限度額 100,000円 ⑫地震・噴火・津波補償 補償されます				
地震などによる傷害(ケガ)の補償 被保険者が、地震、噴火またはこれらによる津波によりケガを被った場合、⑥死亡保険金、⑦後遺障害保険金、⑧入院保険金、⑨通院保険金、⑩手術保険金が補償の対象となります。	被保険者が、地震、噴火またはこれらによる津波によりケガを被った場合、⑥死亡保険金、⑦後遺障害保険金、⑧入院保険金、⑨通院保険金、⑩手術保険金が補償の対象となります。	⑥死亡保険金 100,000円 ⑦後遺障害保険金 後遺障害の程度に応じて 4,000~100,000円 ⑧入院保険金 入院1日につき(180日限度) 5,000円 ⑨通院保険金 通院1日につき(90日限度) 3,000円 ⑩手術保険金 1事故につき1回 50,000円、25,000円 (入院中) (入院中以外) ⑪葬祭費用保険金 支払限度額 100,000円 ⑫地震・噴火・津波補償 補償されます	⑥死亡保険金 100,000円 ⑦後遺障害保険金 後遺障害の程度に応じて 4,000~100,000円 ⑧入院保険金 入院1日につき(180日限度) 3,000円 ⑨通院保険金 通院1日につき(90日限度) 2,000円 ⑩手術保険金 1事故につき1回 30,000円、15,000円 (入院中) (入院中以外) ⑪葬祭費用保険金 支払限度額 100,000円 ⑫地震・噴火・津波補償 補償されます				
掛金(1年間) 23,000円	掛金(1年間) 17,000円	掛金(1年間) 23,000円	掛金(1年間) 17,000円				

よくあるご質問

Q 加入する際に医師の診察などが必要ですか?

A 医師の診察は不要です。また、ご加入の際にも療育手帳のご提示も不要です。

Q 何才から加入できますか?

A 年齢制限はございませんので、0才からでもご加入できます。

Q 既往症で入院しても、支払い対象になりますか?

A はい。先天性の疾病に起因する病気や、てんかん発作による入院なども支払の対象となります。

Q 現在治療中なのですが、加入できますか?

A 治療中の方でもご加入いただけます。ただし、入院して治療中の場合は、退院後の新たな入院が対象となります。中途加入の場合は、待機期間もご注意事項をご覧ください。

Q 一般就労するのですが、加入できますか?

A 知的障害児者・自閉症児者の方であれば、職業にかかわらずご加入いただけます。

※1 施設職員が業務中に施設利用者から被害を受けた場合は、通常政府労災保険の適用となります。「被保険者」(補償概要をご参照ください)に該当する方がいない場合には、保険金をお支払い出来ません。詳しくは取扱代理店・扱者へお問い合わせください。
 ※2 他人の物でも、預かったり借りている物への損害は補償の対象とはなりません。

●以下の補償をご契約されているお客さまで、別の保険契約にてこれらと同種の補償をセットされている場合には、補償が重複する場合があります。補償が重複している場合、補償の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金の一部または全部が支払われない場合があります。ご契約前に、補償内容の差異や保険金額等をご確認のうえ、補償プランをご検討ください。
 【個人賠償責任補償 等】

●掛金には会費(制度運営費)が含まれています。

被保険者 (補償の対象者)

知的障害児者または自閉症児者

補償期間 (保険のご契約期間)

2018年4月1日から2019年4月1日午後4時までの1年間



加入方法・掛金

■新規加入 (4月1日加入)

入会申込書兼保険加入依頼書にご記入・ご署名の上、2・3・4枚目を施設・作業所等へお出しください。

(5枚目はお客さま控です。)

掛金は口座振替となりますので入会申込書兼保険加入依頼書の金融機関欄もご記入・ご捺印ください。

■入院2日目から補償プランB / 掛金… 23,000円(保険料 19,810円)

■入院4日目から補償プランA / 掛金… 17,000円(保険料 14,810円)

口座振替日：5月12日 (金融機関が休日の場合は翌営業日)

締 切 日：3月10日

(継続加入の口座振替日：毎年5月12日(金融機関が休日の場合は翌営業日))

※次年度以降、口座振替により自動的に継続されますので手続きは不要です。



■中途加入 (上記締切日以降に加入される場合)

入会申込書兼保険加入依頼書にご記入・ご署名の上、施設・作業所等へお出しください。

(次年度以降、掛金は口座振替となりますので、入会申込書兼保険加入依頼書の金融機関欄もご記入・ご捺印ください。)

詳しくは、別紙手引きをご覧ください。

2017年9月1日現在

【補償期間:加入日(毎月1日)～
2019年4月1日午後4時】

締切日…毎月20日

加入日…締切日の翌月の1日

掛 金…右記の掛金表でご確認のうえ、
お振り込みください。

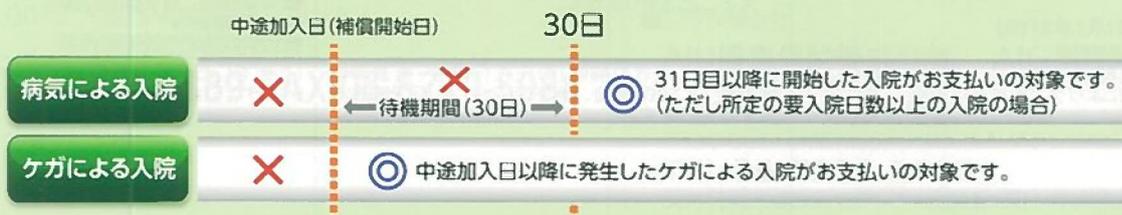
*掛金には制度運営費が含まれています。

*保険料は過去の実績等をもとに加入者10,000名以上の場合の多数割引を適用したものです。

加入日	掛 金 (保険料)	
	入院2日目 から補償プランB	入院4日目 から補償プランA
5月1日	20,840円 (17,700円)	15,320円 (13,140円)
6月1日	19,150円 (16,130円)	13,930円 (11,960円)
7月1日	17,240円 (14,500円)	12,540円 (10,750円)
8月1日	15,320円 (12,880円)	11,140円 (9,550円)
9月1日	13,410円 (11,260円)	9,740円 (8,370円)
10月1日	11,490円 (9,690円)	8,370円 (7,190円)
11月1日	9,580円 (8,060円)	6,980円 (5,980円)
12月1日	7,660円 (6,440円)	5,560円 (4,780円)
1月1日	5,750円 (4,820円)	4,190円 (3,600円)
2月1日	3,830円 (3,250円)	2,800円 (2,400円)

※加入日が3月1日の設定はありません。

*当制度に保険期間の途中で加入した場合、入院給付金(2ページ)のお支払い対象期間は下表のとおりとなります。病気による入院については、ご加入日(補償の開始日)からその日を含めて30日を経過した日の翌日以降に開始した入院がお支払いの対象となりますのでご注意ください。



補償概要

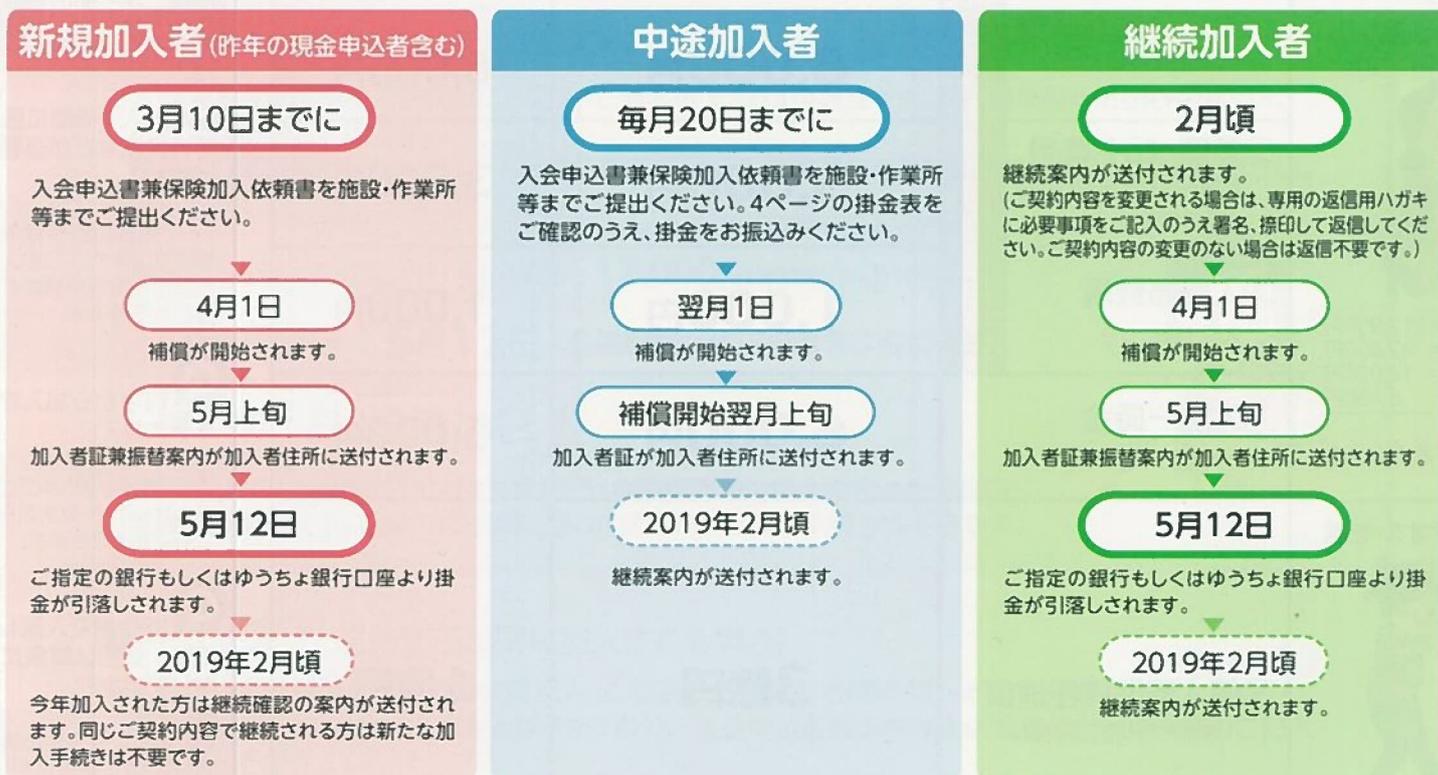
この補償概要の詳細については担当代理店・扱者または引受保険会社にお問い合わせください。

保険金名	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
病気やケガで入院したときの補償(国内外補償)	傷害疾病付添介護保険金	所定の要入院日数以上入院した場合、要入院日数以降の別途約款に定める介護人による付添介護を受けた入院1日につき傷害疾病付添介護保険金をお支払いします。ただし、補償期間を通じて30日を限度とします。	次の事由のいずれかにより、被保険者が被った病気またはケガ ●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失によって被った病気またはケガ ●被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為によって被った病気またはケガ
	傷害疾病入院時室料差額費用保険金	※病気については、補償期間開始以前の発病についてもお支払いの対象となりますが、ケガについては、補償期間開始後に被り、かつ、事故の日からその日を含めて180日以内に医師の治療を開始した場合にお支払いの対象となります。	●被保険者の麻薬、あへん、大麻、覚せい剤、シンナーなどの使用によって被った病気またはケガ。ただし、治療を目的として医師がこれらの物を用いたことによるものである場合は、保険金をお支払いします。
	傷害疾病入院諸費用保険金	※当制度に途中で加入された場合、病気による入院についてはご加入日(補償の開始日)からその日を含めて30日を経過した日の翌日以降に開始した入院がお支払いの対象となります。	●被保険者のアルコール依存、薬物依存または薬物乱用によって被った病気もしくはケガ。ただし、治療を目的として医師がこれらの物を用いたことによるものである場合は、保険金をお支払いします。
	傷害疾病入院一時金		●放射線照射や放射能汚染によって被った病気またはケガ ●被保険者の妊娠または出産 ●頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または、腰痛その他の症状で医学的他覚所見のないもの …など
他人に損害を与えたときの補償(国内外補償)	個人賠償責任補償	被保険者が、次の事故により他人にケガをさせたり他人の物に損害を与えて法律上の賠償責任を負った場合 ・本人の居住用の住宅および同一敷地内の動産の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 ・被保険者の日常生活に起因する偶然な事故 (注)本人の他、本人の親権者、本人の配偶者およびそれらの者の同居の親族または別居の未婚の子、本人の法定監督義務者(※)も被保険者となります。ただし、法定の監督義務者は本人に対する監督義務に関する事故に限ります。 また、本人と本人以外の被保険者との続柄は、損害の原因となった事故発生の時ににおけるものをいいます。 (※)監督義務者に代わって本人を監督する者を含みます。ただし、本人の親族(6親等以内の血族、配偶者および6親等以内の姻族)に限ります。	法律上の損害賠償金、訴訟費用などをお支払いします。損害賠償金は、1回の事故につき加入の個人賠償責任保険金額を限度とします。 ※賠償金額の決定にあたっては、事前に引受保険会社の承認が必要です。その際に、保険会社は被害者との示談、調停などの法律行為を行うことができませんが、被害者からの損害賠償請求に対して、その解決に当たるための助言、協力を行うことができます。 ※同一の補償を提供する他の保険契約などがある場合でも、受け取られる金額が損害額を超えることはありません。 ※他人の物を損壊した場合、それを新しく購入した金額をお支払いする保険ではありません。破損物が事故日時点でどれくらいの価値であるか(時価額)を算出し、その金額がお支払い金額となります。ただし修理可能な場合は修理代金でのお支払いとなります。(万一、修理代金が時価額を超えた場合は時価額でのお支払いとなります。)
		被保険者がケガにより、事故日を含めて180日以内に死亡した場合	ご加入の死亡保険金額の全額をお支払いします。 (注)既にお支払いした後遺障害保険金がある場合には、その額を死亡保険金額から差し引いてお支払いします。
ケガをしたときの補償(国内外補償)	後遺障害保険金	被保険者がケガにより、事故日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合	次の事由によって生じたケガ ●故意または重大な過失 ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ●自動車・バイク・フレン車などの無資格運転・酒気帯び運転・麻薬などを使用しての運転中に被ったケガ ●病気・心神喪失などおよびこれらを原因とするケガ(例えば歩行中に病気により意識を喪失し転倒したためにケガをした場合など) ●妊娠・出産・早産 ●むちうち症、腰痛、その他の症状でそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの ●特に危険な運動中のケガ(ピッケルなどの登山用具を使用する山岳登山、スカイダイビング、ハングライダー搭乗など) ●戦争・革命・内乱・暴動 ●放射線照射・放射能汚染 …など
	入院保険金	被保険者がケガにより入院した場合	
	通院保険金	被保険者がケガにより通院(通院に準じた状態(※)および往診を含みます。)した場合(※)骨折・脱臼・靭帯損傷などで、保険の約款に定める部位(長管骨・脊柱など)を固定するためにギプスなどを常時装着した状態をいいます。	(ご加入の入院保険金日額×入院日数)をお支払いします。 (1事故につき、事故日を含めて180日以内の入院が対象)
	手術保険金	被保険者がケガにより、事故日を含めて180日以内に所定の手術を受けた場合	(ご加入の通院保険金日額×通院日数)をお支払いします。 (1事故につき、事故日を含めて180日以内の通院のうち90日限度)
	疾病葬祭費用保険金	被保険者が補償期間中に病気により死亡し葬儀が行われた場合	①入院中に受けた手術の場合 入院保険金日額×10=手術保険金の額 ②①以外の手術の場合 入院保険金日額×5=手術保険金の額 (注)1事故について1回の手術に限ります。
地震や噴火による損害(ケガ)の補償	被保険者が、地震、噴火またはこれらによる津波によりケガを被った場合	「ケガをしたときの補償」の死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金、手術保険金をお支払いします。	「ケガをしたときの補償」の保険金をお支払いできない主な場合と同じです。

用語の説明

ケガ	急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいい、有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、摂取したことによる急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒またはウイルス性食中毒を除きます。 ●「急激」とは、突発的に発生し事故からケガまでの間に時間的間隔がないこと ●「偶然」とは、事故の発生原因または結果の一方、または両方が被保険者によって予知できないこと ●「外来」とは、被保険者の身体外部からの作用によることをいいます。上記3要件に該当しない、例えば、「日焼け」、「しもやけ」、「低温やけど」、「疲労骨折」、「テニス肘」、「野球肩」などは、保険金支払いの対象となりません。
手術	健康保険などの公的医療保険の給付対象として定められている手術および先進医療に該当する手術をいいます。ただし、創傷処理、皮膚切開術、骨・関節の非観血的整復術、抜歯手術などの手術は補償の対象になりません。
通院	病院または診療所に通い、または往診により医師の治療を受けることをいいます。
入院	自宅などでの治療が困難なため病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
被保険者	保険の対象となる方または保険の補償を受けられる方をいいます。
保険金	補償の対象となる事由が生じた場合に引受保険会社が支払う金銭をいいます。
保険金額	ご契約にあたり引受保険会社とご契約者との間で定める金額(ご契約金額)で、引受保険会社が支払う保険金の額または保険金の限度額をいいます。

【ご加入の流れ】



【個人情報の取扱いについて】 契約者である団体は、入会申込書兼保険加入依頼書に記載された個人情報をこの保険の引受保険会社に提供します。引受保険会社における個人情報の取扱いについては、重要事項説明書にてご確認ください。

次の場合、下記へご連絡ください。

- 補償期間中にこの制度の対象となる事故(ケガや病気、個人賠償事故等)にあわれた場合は、担当代理店・扱者または引受保険会社に事故発生の日からその日を含めて30日以内に事故発生の状況およびケガや損害の程度についてご通知ください。その後の手続きについてご案内します。正当な理由無くご通知をいただけない場合などには、引受保険会社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いしますので、ご注意ください。
- 後日お配りする加入者証の記載内容に変更があったとき(例えば住所変更など)
- 保険の内容あるいは手続きについてのお問い合わせ
- 団体の構成員(会員)でなくなった場合(補償を継続できなくなるため)

引受保険会社の損害保険募集人は保険契約の締結の代理権を有しています。

このパンフレットは保険商品の概要をご説明したものです。詳細については担当代理店・扱者または引受保険会社にお問い合わせください。

加入に関するお問い合わせ先

■事務局

一般社団法人大阪知的障害児者生活サポート協会

〒542-0012 大阪市中央区谷町7-4-15
大阪府社会福祉会館内

TEL:06-6764-6889 FAX:06-6770-5988

補償に関するお問い合わせ先

■担当代理店・扱者

ジェイアイシーウエスト株式会社

〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-11-401 (ウタカビル)

TEL:0120-177-294 (フリーダイヤル)

FAX:06-6944-1728

受付時間:午前9時~午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

■引受保険会社

AIU損害保険株式会社

http://www.aiu.co.jp

大阪プロチャネル営業部

〒530-0011 大阪市北区大深町3-1 グランフロント大阪タワーB36F

TEL:06-7223-2010

受付時間:午前9時~午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

(2018年1月1日以降)

AIG損害保険株式会社

http://www.aig.co.jp/sonpo/